

第三百二十五条の三第一項第一号	第二百九十八条第一項各号に掲げる事項	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項各号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項
第三百二十五条の四第二項各号列記以外の部分	同項第一号から第四号までに掲げる事項	産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項
第三百二十五条の七	「同項第一号から第四号まで」とあるのは、「第三百二十五条において準用する同項第一号から第四号まで」とあるのは、「第二百九十八条第一項第一号から第四号まで（第三百二十五条において準用する場合に限る。）」	「第二百九十八条第一項第一号から第四号まで」とあるのは、「第二百九十八条第一項第一号から第四号まで（第三百二十五条において準用する場合に限る。）」

附 則

(施行期日)

1 この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。ただし、第一条、第六条及び第十条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部（改正）
三年政令第二百十九号の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第二十九条」を「第三十条」に改める。

法務大臣 葉梨 康弘
経済産業大臣 西村 康稔
内閣総理大臣 岸田 文雄

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百八十六号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。

経済産業大臣 西村 康稔
内閣総理大臣 岸田 文雄

医療法施行令及び消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百八十七号

医療法施行令及び消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十六条の三の六及び消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の十第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(医療法施行令の一部改正)

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の十一を第五条の五の十二とし、第五条の五の十を第五条の五の十一とし、第五条の五の九を第五条の五の十とする。

第五条の五の八中「平成十八年法律第四十八号」を削り、同条を第五条の五の九とし、第五条の五の七を第五条の五の八とし、第五条の五の六の次に次の一条を加える。

(医療法人の社員総会に関する技術的読替え)

第五条の五の七 法第四十六条の三の六において医療法人の社員総会について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四十七条の二（各号列記以外の部分に限る。）、第四十七条の三第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第四十七条の四第三項、第四十七條の五、第四十七條の六及び第五十七條の規定を準用する場合には、法第四十六条の三の六の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七條の二	理事	理事長
第四十七條の三第一項	第三十九条第二項各号員総会 に掲げる場合には、社員総会	社員総会
第四十七條の四第三項	同条第一項 を発した	医療法第四十六条の三の二第五項 が発せられた
第四十一條第一項、第四十二條第一項及び第二百二十五條	第三十九条第一項	同法第四十六条の三の二第五項
第三十九條第一項	社員総会参考書類等を交付し又は	同法第五十一条の二第一項の事業報告書等を
第四十七條の五第一項	社員（第三十九条第三項の承諾をした社員を除く）	社員
第四十七條の五第二項	第三十九条第一項	医療法第四十六条の三の二第五項

第五条の十五の三第二十一号中「第五条の五の七各号」を「第五条の五の八各号」に改める。
(消費生活協同組合法施行令の一部改正)

第二条 消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。
第十二条第二項の表第三百九十六条第一項の項中「決算関係書類及び」の下に「その附属明細書並びに」を加える。
第二十条及び第二十一条を削る。

附則
この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(令和四年九月一日)から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百八十八号

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和四年法律第六十三号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 寺田 稔
財務大臣 鈴木 俊一

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百八十九号

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和四年法律第六十三号)の施行に伴い、及び電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第三百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
(放送法施行令の一部改正)

第一条 放送法施行令(昭和二十五年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。
第二条中「第二十二条」を「第二十二条第四号」に改める。

第八条第一項第一号ト中「第六十四条の規定による」を「第六十四条第一項に規定する」に改める。

(電波法関係手数料令の一部改正)

第一条 電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第五号中「基幹放送局」とは、電波法(以下「法」という。第六条第二項に規定する基幹放送局をいいう)を削り、同条第三項中「法第四条第二号の」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二条第一項中「法第六条」を「電波法(以下「法」という。第六条に)の申請をするを」を申請するに改め、同条第三項中「第二十七条の十四第三項」を「第二十七条の十五第三項」に改め、「法第二十七条の十二第二項の」及び「放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。」を削る。

第七条第一項中「第二十七条の十三第一項」を「第二十七条の十四第一項」に改める。

第八条中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改める。

第九条中「第二十七条の二十九第一項」を「第二十七条の三十二第一項」に改める。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第六十四条第一項ただし書」を「第六十四条第一項第二号」に改める。

一 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)第五条の表有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための設備の項
二 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第十二条の表一の項

(電気通信紛争処理委員会令の一部改正)

第四条 電気通信紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。
第六条中「第二十七条の三十五第二項」を「第二十七条の三十八第三項」に改める。
第七条第一項中「第二十七条の三十五第四項」を「第二十七条の三十八第五項」に改める。
第十五条中「第二十七条の三十五第一項」を「第二十七条の三十八第一項及び第二項」に、「第二十七号の三十五第三項」を「第二十七号の三十八第四項」に改める。

附則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

総務大臣 寺田 稔
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
防衛大臣 浜田 靖一
内閣総理大臣 岸田 文雄

電波監理審議会令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄